

定 款

一般財団法人 港湾空港総合技術センター

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人港湾空港総合技術センター（略称「SCOPE」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、港湾、海岸、空港及び海洋施設の建設・維持管理事業の技術及びシステムに関する調査研究の推進並びに事業実施の支援等を行い、もって港湾整備及び空港整備等の推進と我が国経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 技術に関する調査研究
- (2) システムに関する調査研究及びその開発
- (3) 技術に関する情報の収集、分析及び提供
- (4) 技術及びシステムに関する普及及び啓発並びに技術者の育成、研修会・講習会等の開催及び刊行物の発行
- (5) 技術に関する試験、審査及び評価
- (6) 技術者の認定及び登録
- (7) 総合的な技術支援
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 事業計画及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会が定めたものを、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第7条 この法人の事業計画及び予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に、評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・一般財団法人法」という。)第170条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、年間総額10万円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則による。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、理事会の決議に基づき専務理事が招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 理事長は、評議員会の開催の日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上14名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長及び専務理事をもって一般社団・一般財団法人法上の代表理事とし、第1項第1号の理事のうち、理事長及び専務理事以外の7名以内をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務を執行する理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときには、この法人を代表し、理事長の業務を代理する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

5 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

6 理事長、専務理事、常務理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事又は特別な職務を執行した非常勤の理事及び監事には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則による報酬及び費用を支給する。

(顧問)

第27条 この法人に、顧問3名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が任期を指定して委嘱する。

3 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応ずること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

4 顧問は無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集及び議長)

第30条 理事会は、理事長が招集し、理事会の議長となる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、専務理事が理事会を招集し、理事会の議長となる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・一般財団法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第33条 この法人の目的に賛同し、所定の会費を納める者を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(余剰金の処分制限)

第36条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 建設マネジメント研究所

(建設マネジメント研究所)

第38条 この法人に、建設マネジメント研究所を置く。

2 建設マネジメント研究所は、調達及び施工に係わる技術及びシステムに関する研究を行う。

3 建設マネジメント研究所長は、理事長が指名する者をあてる。

第11章 事務局

(設置等)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 補則

(事務の執行に関する細則)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
磯部雅彦、大谷鮎子、奥田剛章、尾田俊雄、善功企、玉置和宏、中村英夫、吉野源太郎。
- 4 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 縣忠明、大橋正和、大本俊彦、西川和行、平林憲行、松田英三、矢代博昭。
監事 稲村肇、前田博。
- 5 この法人の最初の代表理事は矢代博昭、業務執行理事は平林憲行とする。

附則

この一部改正定款は、平成27年6月18日から施行する。

附則

この一部改正定款は、令和元年6月18日から施行する。

附則

この一部改正定款は、令和4年6月22日から施行する。

附則

この一部改正定款は、令和5年6月21日から施行する。

附則

この一部改正定款は、令和6年6月13日から施行する。

附則

この一部改正定款は、令和7年6月10日から施行する。

附則

この一部改正定款は、令和8年6月23日から施行する。